

Title	独逸戦時財政の根柢如何 ( 下 )
Sub Title	
Author	阿部, 秀助
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1915
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.9, No.7 (1915. 7) ,p.757(63)- 766(72)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19150701-0063">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19150701-0063</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

す。但しこは元より或程度までの面積に付て云ふ所にして其程度を超ゆれば決して必要缺く可らずと云ふことなし。否全面積に於て限定せらるゝ其關係上少數なる人士が多大の面積を占領する弊害を防止せんが爲め大地主に對し累進的に多大の租税を賦課するの正當なるは既に論述したる所の如し。

吾人は中産階級政策なる題目の下に専ら中小農に關する問題を論述したり然れども斯の如きは農民以外に此政策の實施を必要とせざるが爲めに非らず今は唯其最も肝要にして且つ其實行に容易なりと信ずる方面に對してのみ一言を費したる次第にして餘は他日の機會を待たんと欲するのみ。

### 獨逸戰時財政の根柢如何 (下)

阿 部 秀 助

### 三

吾人は獨逸の財力を以て無盡藏なりと信ずるものにあらざると共に、又佛國方面の新紙が屢々吾人に傳ふるが如く一ヶ月余にして枯渴する如き果敢なき運命を有するものなりとの言にも賛同する能はざるものなり、何んとなれば、吾人が曩きに述べしが如く、歐洲の大戦役と列強の財力三田學會雜誌第八卷第八號頁一七酒料、煙草等の如き一般の消費物に對し獨逸は尙ほ多大の財源を有するを以てなり。

今、同國に於ける各種酒料の消費額に對する最近の統計を見るに、先づ麥酒の年消費額に就きては次の如き結果を現せり。

一 北部獨逸(北部獨逸酒造課稅區域)

種類	消費額	消費價格	備考
地酒	四〇、二〇〇、〇〇〇ヘクトリツテル	一、六〇八、〇〇〇、〇〇〇麻	「リットル」を四十「ペンニヒ」となす
輸入酒	二、三〇〇、〇〇〇	一三八、〇〇〇、〇〇〇	「リットル」を六十「ペンニヒ」となす
以上合計	四二、五〇〇、〇〇〇	一、七四六、〇〇〇、〇〇〇	
二 南部獨逸			
		二六、〇〇〇、〇〇〇	「リットル」を三十「ペンニヒ」となす
以上總合計	六八、五〇〇、〇〇〇	二、〇一六、〇〇〇、〇〇〇	

次ぎに葡萄酒の年消費價格は六億六千五百萬麻(備考、樽詰と瓶詰との消費割合は一に對する二にして前者は「リットル」の價格〇・九〇麻、後者は「リットル」の價格二・四〇麻、即ち兩者の平均價格「リットル」一・九〇麻)「シャンペン」酒の年消費價格約七千五百萬麻(備考、「シャンペン」酒の平均小賣相場は内地製一瓶に就き五麻、外國製一三麻、而して前者の總額は六千二百五十萬麻、後者は千三百萬麻、即ち以上、葡萄酒及「シャンペン」酒の兩種を合せしものは七億四千萬麻以上に達す、次ぎに火酒は千九百十一年及千九百十二年兩年の平均消費額百九十萬「ヘクトリツテル」に對し

て其價格七億六千萬麻(小賣相場の見積り)即ち獨逸國民が年々消費する各種の酒料(麥酒、火酒、「シャンペン」、葡萄酒)總價格は合して四十億二千六百萬麻の巨額に達せり。

更に轉じて、一般の消費物たる煙草に就きて見るに、先づ紙卷煙草の年消費額に關し、獨逸帝國政府の千九百十三年に於ける調査報告は次の如き結果を現せり。

種別	消費數	消費價格	一本の小賣價格	一本の平均價格
A 種	四二一九〇一二千本	五二七三七五〇〇麻	一・五迄	一・二五
B 種	五〇〇、一三五二	一一二五三〇四二〇	一・五より二・五迄	二・二五
C 種	二三三六八八〇	七五九四八六〇〇	二・五より三・五迄	三・二五
D 種	一六九五五二〇	七六二九八四〇〇	三・五より五・〇迄	四・〇五
E 種	一一二六八四	七三二四四六〇	五・〇より七・〇迄	六・〇五
F 種	七〇二四八	七〇二四八〇〇	七・〇以上	一〇・〇〇
以上合計	一三四三五六九六	三三一八六四一八〇		

以上の消費額の外に、尙ほ消費者自身によりて製造せる紙卷煙草の價格約二百萬麻、即ち紙卷煙草の年消費價格は約三億三千四百萬麻、次ぎに葉卷の年消費額に關し、同國煙草組合の生産統計によるに千九百十三年の製造總數は八十七億本、而

して一本の平均價格を七・五「ペンニヒ」として之れが年消費價格を計算する時は約六億五千二百萬麻に達す、尙ほ他に刻煙草、嚼煙草、嗅煙草の年消費價格約一億萬麻あり、即ち以上各種の煙草の消費價格は左の如し。

紙 卷	三三四、百萬麻	刻煙草	一〇〇、百萬麻
藥 卷	六五二、	嚼煙草	一〇八六、
即ち以上同國にて消費せらるゝ酒料及煙草を合算する時は次の如し。		合 計	一〇八六、
麥 酒	二五二六、百萬麻	火 酒	七六〇、百萬麻
葡 萄 酒		煙 草	一〇八六、
シヤンパン	七四〇、	合 計	五二二二、

斯くの如き多大の消費額が如何なる意義を有するかを明かにする爲めには、茲に一二の比較研究を必要とす、即ち吾人が前號に述べたる如く、獨逸國民の一年間に獲得する總額は約四百億麻にして、其八分の一は酒料及煙草に消費せらるゝものなるが今假りに小麥一噸の價格を百八十麻とし、裸麥一噸を百五十五麻とすれば、獨逸國民が一年間に消費する食用穀物の價格は約二十五億麻にして、單に同國に於ける麥酒の消費年額に相當するのみ、更に同國に於ける一年間の肉消費額は

千九百十三年十二月の肉類價格を基礎として計算する時は約九十億麻に達す、獨逸に於ける一人の食用穀物の消費額は佛國を凌駕し、又之れが肉類消費額は、世界に於て最も多量の肉類を要する英の壘を摩せんとせり、而して此消費額が丁年以上の男女、少年等に分配せらるゝに對して酒料及煙草の消費額は實際上、丁年以上の男子即ち同國全人口の約四分ノ一によりてなさるゝに不拘、兩者の消費額は必ずしも其差大ならず、其他、現時獨逸帝國內に於ける關稅、消費稅の總收入額は約十四億五千萬麻にして、葡萄酒及火酒の消費額に及ばざること遠く、更に煙草の消費額は各聯邦に於ける直接稅及間接稅の總額九億九千六百萬麻より多く、麥酒の消費額は同國に於ける各種の市町村稅十三億七千八百萬麻を超過すること約十億麻なりとす。

次ぎに、以上の酒料及煙草に對する同國課稅の狀態を見るに左の如し。

- 一、北部獨逸酒造課稅區域に於ける麥酒稅 一二九、百萬麻
- 二、同地方に輸入せらるゝ麥酒に對する關稅、其他の手續料 一三、
- 三、北部獨逸の市町村に於ける麥酒稅 一四、

- 四、南部獨逸の麥酒釀造國に於ける麥酒稅 八八、
  - 五、南部獨逸の市町村に於ける麥酒稅 一一、
  - 六、葡萄酒關稅 二九、
  - 七、「シヤンペン」手數料 一四、
  - 八、「バートデン」「コウウルテンベルヒ」「エルサス、ロートリンゲン」に於ける葡萄酒稅 五、
  - 九、火酒稅 二二〇、
  - 十、紙卷其他葉卷用の葉煙草に對する關稅及課稅 六六、
  - 十一、自余の煙草稅 一二七、
- 合計、 七一七、

更に以上兩者の消費額と之れに課せらるゝ稅額(帝國稅、聯邦稅、市町村稅)と、各一人の消費額及課稅負擔額を比較する時は左の如し。

品目	消費額	課稅額	消費額に對する課稅額の割合	各一人の消費額	各一人の課稅負擔額
北部獨逸方面の麥酒	一七四六	一五六	八・九%	三二・六三	二・九一

南部獨逸方面の麥酒	七八〇	一〇〇	一二・八	五七・七七	七・四〇
葡萄酒	六六五	三四	五・一	九・九二	〇・五一
シヤンペン	七五	一四	一八・六	一一・一二	〇・二一
火酒	七六〇	二二〇	二八・九	一一・三四	三・二八
紙卷煙草	三三四	六六	一九・七	四・九八	〇・九八
自余の煙草	七五二	一二七	一六・八	一一・二二	一・九〇
麥酒總額	二五二六	二五六	一〇・一	三七・七〇	三・八二
葡萄酒總額	七四〇	四八	六・四	一一・〇四	〇・七二
火酒	七六〇	二二〇	二八・九	一一・三四	三・二八
煙草總額	一〇八六	一九三	一七・七	一六・二〇	二・八八
酒料及煙草	五一二二	七二二	一四・〇	七六・二八	一〇・七〇

獨逸方面の消費額及課稅額が以上の如くなるに對して、千九百十一年四月一日より翌年三月三十一日に至る一年間に英國が酒料及煙草より徵收せし課稅額は左の如し。

品目	關稅	酒
煙草	一七、三四二、三五九磅	二、二九三、一二七
火酒	—	一、一九三、四八一

自余の酒精	七二九、一三七	内國稅	一八、五一、三九二磅
葡 萄 酒	一、〇八八、三四六	麥 酒	一三、三二八、〇七五
合 計	二二、六四六、四五〇	リクォール	四、六七〇、三九二
		合 計	三六、五〇九、八五九

以上英國に於ける兩種の課税を合算する時は、五千九百十五萬六千三百九磅即ち約十二億麻にして、之れを同國人口數に配分する時は一人に就き約二十七麻となる、而して獨逸に於ける一人の負擔額は十麻七十「ペンニヒ」なりとす、尙ほ、此場合に於て英獨兩國に於ける一人の課税負擔總額に對する酒料及煙草稅の割合を見るに、英國にありては一人に課せらるゝ負擔總額百六麻に對して酒料及煙草稅は約二十五「バーセント」を占め、獨逸は各一人の負擔總額約六十六麻千九百十三年の永久稅實施後に對して、酒料及煙草稅は十六「バーセント」に過ぎず、故に、獨逸にして各一人に對する之れが負擔額を英國と同一にする時は、之れが爲め年々獨逸帝國の收入増加は約十一億麻に達す可し、更に佛國に就きて見るに、同國に於ける麥酒の消費額は英獨兩國に比すれば、極めて僅少にして、従つて之れが課稅收入は三千萬法以上に達せず、但、葡萄酒に對する課稅は年に約一億法に上れり、要するに佛國

に於て各人の酒類及煙草に對する負擔額は千九百十二年に於て、一人約二十一麻半となれり、故に此場合にありても獨逸國民の負擔額は佛に及ばざるものなりとす、若今、獨逸にして英佛兩國の最近數年間に於ける之れが平均負擔額たる二十四麻三「ペンニヒ」と同一額となす時は、之れが爲めに獨逸帝國の收入増加は約九億麻となる可し。

要するに、獨逸國民の日常生活に於て次の如き課稅の増加は何等困難を感せしめざる可し、即ち麥酒一杯に就き一「ペンニヒ」、麥酒一杯は〇・二五「リットル」なるを以て「リットル」に就き四「ペンニヒ」の増加となる、而して一杯の平均價格は十「ペンニヒ」なりとす、「シュナップ」一杯に就き同じく「ペンニヒ」(「シュナップ」一杯の普通價格は大都市に於ける勞働者階級の間にありては五「ペンニヒ」、又、其容量は一般に三十分ノ「リットル」、但、富者の「リクォール」に供する杯は四十分ノ「リットル」時として五十分ノ「リットル」なりとす)普通に飲用せらるゝ葡萄酒一瓶四分ノ三「リットル」に就き平均十八「ペンニヒ」、最低の價格を有する同酒に就き十「ペンニヒ」、普通紙卷煙草一本に就き四分ノ三「ペンニヒ」、最低の價格を有する紙卷煙草一本に就き四分ノ二「ペンニヒ」

廣告主へ御文法の節は三田會雜誌廣告に依る御附記を望む

<p>版再 慶應義塾大學教授 氣賀勘重撰 <b>經濟原論講義案</b> 定價六拾五錢 送料八錢</p>	<p>版四 慶應義塾大學教授 川合貞一著 <b>新論理學綱要</b> 定價八拾五錢 送料八錢</p>	<p>版再 慶應大學教授 權正董著 <b>高等實用數學</b> 定價八拾錢 送料八錢</p>	<p>版三 慶應義塾編纂 <b>Selection from Great Authors</b> 四六版第一及第二 各定價七拾五錢 送料八錢</p>	<p>版三 慶應義塾編纂 <b>Modern Essays</b> 四六版第一及第二 各定價九拾錢 送料拾錢</p>	<p>版三 慶應義塾編纂 <b>Varities of Magazine Articles</b> 四六版全一冊 定價五拾五錢 送料六錢</p>
---	--	--	--	--	--

以上書目は専門學校以上の諸學校用教科書として何れも慶應義塾に於て編纂したる者なり

<p>慶應義塾大學教授 林毅陸著(上下二冊) <b>歐洲近世外交史</b> 補列布裝 定價金四圓拾錢 郵税金貳拾錢</p>	<p>慶應義塾大學教授 林毅陸著(全一冊) <b>最近の歐洲外交</b> 四六版布裝 定價金七拾五錢 郵税金八錢</p>	<p>慶應義塾大學教授 板倉卓造著(全一冊) <b>歐洲戰亂の眞交戰列國</b> 四六版布裝 定價金六拾五錢 郵税金八錢</p>	<p>法學博士 堀江歸一著(再版) <b>歐洲戰時の經濟財政</b> 四六版布裝 定價金六拾錢 郵税金八錢</p>	<p>慶應義塾大學教授 板倉卓造著(再版) <b>國民政治讀本</b> 補版美裝 定價金七拾錢 郵税金拾貳錢</p>	<p>慶應義塾大學教授 占部百太郎譯(最新刊) <b>英國の憲法政治</b> 補版美裝 定價金四圓拾錢 郵税金拾貳錢</p>
---	--	--	---	--	--

東京市丸の内 粉山書店發賣 慶應義塾出版局發行

シニヒの價格増加は必ずしも實行不可能にあらざると共に之れが爲め帝國の増収入は麥酒にて二億麻火酒にて一億五千萬麻、葡萄酒より五千萬麻、紙卷煙草より一億麻、合計五億麻の巨額となる、今之れに以上兩者に對する從來の課稅額たる七億千七百萬麻を加ふる時は、無慮十二億麻余となる可し、其他奢侈稅の如き同國にありて全く望なしと云ふを得ず、吾人は重ねて財產稅以外に獨逸に財源なしとなす佛國方面の情報に組すること能はざるなり。

(完)